

荒川遊園清掃業務委託事業者募集要項

1 目的

この要領は、荒川遊園清掃業務委託が、通常の建物及び敷地にかかる清掃業務委託とは異なり、娯楽施設である遊園地を対象とした清掃業務であることに鑑み、価格のみによらず、技術力や実績等の観点から選定を行い、遊園地に適した清掃業務が担保できるかを確認の上、事業者を選定する、履行体制確認型提案評価方式により実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景等

東京23区において、唯一の区営遊園地である荒川遊園は、昭和25年に開園した後、新たな施設・設備等を増設しつつ長きに渡り多くの来園者に親しまれ、営業を続けてきた。平成30年12月には荒川遊園を休園、全面的にリニューアル工事を実施し、令和4年4月21日にリニューアルオープンを果たした。今後もより一層来園者のニーズに応え、これまで以上に子ども連れの来園者が安全・安心して過ごせる憩いの場とするとともに、区内外からさらなる集客を図り荒川区の活性化に資するよう努めているところである。

今回、履行体制確認型提案評価方式により募集する荒川遊園清掃業務委託については、当遊園地を清潔な状態に保つことはもとより、来場者が安心して楽しめる環境を構築する一翼を担うものとして、清掃対象地が遊園地であることを考慮した、積極的な提案を求めるものである。

3 委託概要

- (1) 件名
荒川遊園清掃業務委託
- (2) 業務内容
別紙「荒川遊園清掃業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
(地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約)
- (4) 適用期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 業務実施日
全日(年間365日、うるう年においては366日)
- (6) 提案限度額(令和7年度)
71,628,013円(税込)
※限度額超過の提案は無効とする。

- ※ 本契約に係る予算要求額は、令和6年度荒川区議会2月会議において、令和7年度予算が可決された時に成立するものである。
- ※ 提案のあった費用概算（見積金額）については、提案評価の審査対象項目となるが、実際の契約にあたっては、受託事業者と区との協議により変更して契約する場合がある。

4 履行体制確認型提案評価参加資格

以下の要件を全て満たしていることを条件とする。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 日常作業を実施する営業所等において、下記の何れかの登録もしくは許可を得ていること。
 - ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号（建築物清掃業）の登録を受けている。
 - ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号（建築物環境衛生総合管理業）の登録を受けている。
 - ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第1項により東京都知事より産業廃棄物収集運搬業許可証の交付を受けている。
 - ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第7条第1項により東京23区清掃協議会より一般廃棄物収集運搬業許可証の交付を受けている。
- (2) 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」又は「東京都電子調達システム」において、競争入札参加資格の登録がされていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 荒川区入札等参加停止措置要綱の規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱の規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）や民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。

5 選定スケジュール

	事 項	年 月 日
1	公募開始、区ホームページにて募集要項公表	令和 6年 12月13日(金)
2	参加申込書受付締切	令和 6年 12月25日(水)
3	現地視察実施	令和6年12月26日(木)～28日(土)
4	質問受付締切	令和 7年 1月 8日(木)
5	質問回答期限	令和 7年 1月15日(水)
6	提案書提出締切	令和 7年 1月22日(水)
7	優先交渉権者決定	令和 7年 2月 下旬
8	最終審査結果通知	令和 7年 3月 中旬

※ 「2参加申込書受付締切」「4質問受付締切」「6提案書提出締切」については、いずれも記載日の午後4時をもって締め切り。

6 申込方法

(1) 提出書類

本履行体制確認型提案評価に参加を希望する者は、以下の書類を各1部、提出すること。

① 参加申込書(様式1)

※ 事業者概要がわかるパンフレット等がある場合は添付すること。

② 「4履行体制確認型提案評価参加資格(1)」に記載する資格を証明する書類

③ 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」又は「東京都電子調達システム」において、競争入札参加資格の登録があることを確認できる書類

(2) 提出方法・提出先

荒川遊園管理事務所(荒川区西尾久六丁目35番11号)へ持参もしくは郵送。

郵送による場合は、申込期限必着とする。郵送事故等にあっても申込期限後の提出はできないので留意すること。

(3) 申込期限

令和 6年12月25日(水) 午後4時まで

(4) 申込の取り下げ

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届(様式1-2)」を提出すること。

7 現地視察

以下のとおり、参加申込を行った事業者のうち、希望する事業者には、現地視察を行う。
現地視察を希望する場合は、電話にて事前予約を行うこと。

(1) 予約方法

荒川遊園管理事務所（03-3893-6003）に電話にて事前予約。

※ 参加申込書が提出されていることを条件とする。

(2) 実施日

令和6年12月26日(木)から28日(土) 午前9時から午後5時まで

※ 1事業者あたりの実施時間は概ね30分程度とする。

8 質問受付・回答

本履行体制確認型提案評価に関する質問受付及び回答は、次により行う。

(1) 受付期間

令和6年12月26日(木)から 令和7年1月8日(水) 午後4時まで

(2) 方法

電子メールにより行う。件名は「荒川遊園清掃業務委託質問（事業者名）」とし、質問書（様式1-3）に必要事項と質問内容を記入の上、添付すること。

(3) 受付メールアドレス

yuuen@city.arakawa.tokyo.jp

(4) 回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、原則として令和7年1月15日(水)までに電子メールにて回答を送付する。

9 企画提案書等の作成・提出方法

別に示す仕様書を踏まえて次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

原本1部 副本（原本の写し）10部

※フラットファイル（A4判縦長）に綴り、提出すること。

① 参加申込書（写） [様式1]

- ② 受託実績報告書 [様式2]
- ③ 履行体制提案書 [様式3-1～様式3-3]
- ④ 労働環境報告書 [様式4]
- ⑤ 業務請負経費見積書 [様式5]
- ⑥ 遊園地業務への配慮 [様式6-1～様式6-3]

(2) 提出方法・提出先

荒川遊園管理事務所（荒川区西尾久六丁目35番11号）へ持参もしくは郵送。
郵送による場合は、提出期限必着とする。郵送事故等にあっても提出期限後の提出はできないので留意すること。

(3) 提出期限

令和 7年 1月 22日（水） 午後4時まで

(4) 作成にあたっての留意点

- ① 既定の様式に記載の設問内容に沿って、必要事項及び提案事項を記載すること。
※提案にあたっては、文章のほか、表、グラフ、写真、イラスト等を使用して差し支えない。
※各設問について、区の仕様書で指定されている事項の他、本業務の実施にあたり効果的と考えられる提案事項も交えて記載すること。
※各設問について、これまでの受託実績における取り組みや効果も交えて記載すること。
- ② 既定の様式の変更は行わないこと。（変更部分については評価の対象としない。）
- ③ 用紙サイズはA4判とし、提案様式ごとに上限ページ数が定まっているため、各様式に記載された上限ページ以内の枚数にまとめること。（記載がない場合は、1ページのみとする。）
- ④ 各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとする。副本には記載しない又はマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること。

10 審査の実施

(1) 審査方法

審査は、区の評価委員会において、評価委員会が別に定める評価基準に基づいて実施するものとし、企画提案書等の内容を審査し、総合的に評価を行ったうえで優先交渉権者を選定する。

(2) 結果等の通知及び公表

審査結果は、全申込事業者に対して、令和7年3月中旬に、書面により通知するとともに、区のホームページへの記載により公表する。

11 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。
- (2) 区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合または「12 その他」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

12 その他

- (1) 下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。
 - ① 応募要件を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合。
 - ② 本履行体制確認型提案評価の公正な執行を妨げた場合。
 - ③ 虚偽の提案（参加申込を含む。）をした場合。
 - ④ 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合。
 - ⑤ 提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合。
- (2) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 本履行体制確認型提案評価の参加に関して必要となる費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。
- (6) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- (7) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上、やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承認を得られたときはこの限りではない。

13 問い合わせ・書類等提出先

荒川区西尾久六丁目35番11号
荒川区子ども家庭部荒川遊園課管理運営係
担当：榎本、藤井
(電話) 03-3893-6003
(メールアドレス) yuuen@city.arakawa.tokyo.jp